



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会社名 株式会社ベネフィット・ワン
代表者名 代表取締役社長 白石 徳生
(コード番号 2412 東証第二部)
問合わせ先 経営企画室 TEL. 03-6870-3802

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 20 回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することと致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

(1) 本店所在地変更の件

経営の効率化と経費節減を図るため、当社の本社機能を東京都新宿区内に移転することに伴い、現行定款第 3 条（本店の所在地）の本店の所在地を東京都渋谷区から東京都新宿区に変更するものであります。

(2) 責任限定契約の範囲拡大の件

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる会社役員（取締役）の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できることになる取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 24 条 2 項（取締役の責任免除）および第 31 条 2 項（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、定款第 24 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 剰余金の配当等の決定機関変更の件

資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第 35 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第 35 条について所要の変更、並びに現行定款第 36 条の削除を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 定款変更の為の株主総会開催日 | 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日） |

以上

《別紙》 定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>渋谷区</u>に置く。</p> <p>(取締役の責任免除) 第24条 (現行とおりのり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、360万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第31条 (現行とおりのり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(<u>剰余金の配当</u>) 第35条 (現行とおりのり)</p> <p>(自己株式の取得) 第36条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>新宿区</u>に置く。</p> <p>(取締役の責任免除) 第24条 (現行とおりのり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、360万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第31条 (現行とおりのり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>) 第35条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>) 第36条 (現行とおりのり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>